

2025

3月

～職場内で掲示・回覧願います～

協会けんぽ ふくしま 通信



退職後の健康保険について

退職後は、「協会けんぽ」「市区町村の国民健康保険」「ご家族の健康保険（被扶養者）」のいずれかに加入する手続きが必要です。加入先によって、加入条件や保険料額等が異なりますので、比較・ご検討のうえ、お手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続健康保険	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住いの協会けんぽ都道府県支部	お住いの市区町村	ご家族の勤務先
加入条件	①退職日までに、被保険者期間が継続して2か月以上あること ②資格喪失（退職日の翌日）から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること	お住いの市区町村の国民健康保険担当課へお問い合わせください	- ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たしていること - ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	退職前に控除されていた保険料の2倍（ただし、保険料の上限（※）があります。また、お住いの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県支部が異なる場合など、2倍にした額とならない場合があります。）		被扶養者は原則として保険料負担はありません

（※）任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は以下のとおりです。

- 令和6年度（令和7年3月分まで）
標準報酬月額等級の第22級：300,000円（290,000円以上 310,000円未満）
- 令和7年度（令和7年4月分から）
標準報酬月額等級の第23級：320,000円（310,000円以上 330,000円未満）



申請書は
ホームページから
ダウンロード
可能です

退職に関する事務手続きの注意点

- 資格喪失届は、**退職の翌日から5日以内**に日本年金機構へ提出してください！

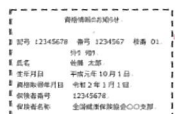
資格に関する届出※の提出時期は、事実発生から5日以内です。

※ 資格取得届／資格喪失届／被扶養者（異動）届

- 現在お持ちの保険証（または資格確認書）は、資格喪失届に添付して返却が必要です！

保険証（水色）または資格確認書（黄色）は、退職者ご本人とご家族分の全てを退職後、速やかに回収し、資格喪失届に添付して日本年金機構へ提出してください（電子申請も同様）。

資格喪失届の提出までに回収が間に合わなかった際は、協会けんぽへお送りください。

【保険証】	【資格確認書】	【資格情報のお知らせ】
 令和7年12月1日までの退職の場合、返却が必要	 有効期限前の退職の場合、返却が必要 （有効期限は発行日より異なる。 R7.11.30までに発行されたもの：R11.11.30まで）	 返却不要



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ

このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。
納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。



令和7年度 生活習慣病予防健診のご案内

協会けんぽの健診はとっても **おトク**

一般健診

自己負担

最高
5,282円

協会けんぽが
費用の7割を
補助!!

検査項目

- 身体測定 ●血圧測定 ●尿検査
- 心電図検査 ●胸部レントゲン検査
- 胃部レントゲン検査 ●便潜血反応検査
- 血液検査 ●問診 ●診察等

付加健診

自己負担

最高
2,689円

一般健診と
合わせても
7,971円!

検査項目

- 尿沈渣顕微鏡検査
- 血液学的検査 ●眼底検査
- 生化学的検査 ●肺機能検査
- 腹部超音波検査



生活習慣病予防健診 (35歳以上の被保険者) のご案内

令和7年度生活習慣病予防健診のご案内を**令和7年3月19日(水)**に
緑色の封筒で、事業所様宛に発送しております。

健診機関によっては、予約開始後すぐに予約枠がいっぱいになる可能性があります。

健診のご予約はお早めに!!



\\ 事業所ご担当者様必見! ///

生活習慣病予防健診の予約に「**情報提供サービス**」を利用しませんか?

生活習慣病予防健診の受診対象者や、予約時に必要な記号・番号をインターネットで確認いただけます。

複数IDを発行可能ですので、支店や営業所の担当者様も確認することができます。

新規雇用の従業員様の確認にも便利です!



詳しくはこちら >>>



被扶養者 (40歳以上74歳以下) の 特定健康診査

扶養家族の方が特定健診を受診するための「**特定健康診査受診券**」を**4月上旬に従業員様 (被保険者様) の住所地へ直接**送付いたします。

宛所に尋ね当たらず返送された受診券は、事業主様宛にお送りいたしますので、従業員様を通じて扶養家族の方へお渡しくださいますようお願いいたします。



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ

TEL: 024-523-3915 (代表電話)